

# 中国税務 及び投資速報 (日本語要約版)

2020年6月

JBS Newsletter  
2020年7月27日

## Contents

### 税務法規

- ▶ 「防疫、供給保障等の支援に係る税金・費用政策の実施期限に関する公告」  
(財政部、国家税務总局公告[2020]28号) (“28号公告”)

### 商務法規

- ▶ 「海南自由貿易港建設全体方案」
- ▶ 「中国(湖北)自由貿易試験区の加速的な発展を支持するための若干の措置に関する通知」(商自貿發[2020]102号) (“102号通達”)
- ▶ 「『政府活動報告』における重点任務の実行に係る部門間分担に関する意見」(国發[2020]6号) (“6号通達”)

EY中国では、税務・商務法規の最新状況に関するニュースレター、「中国税務及び投資速報」(中国語<sup>1</sup>、英語<sup>2</sup>)を毎週発行しています。

2020年06月の発行状況は以下の通りです。

- ▶ 2020年 06月05日 第2020022号
- ▶ 2020年 05月12日 第2020023号
- ▶ 2020年 05月19日 第2020024号
- ▶ 2020年 05月24日 第2020025号

Japan Business Servicesグループで、2020年06月発行分の中から、日系企業にとって重要性の高いと思われる税務・商務法規を選定して、「中国税務及び投資速報」の日本語要約版をお届けいたします。

<sup>1</sup> 「中国税务及投资法规速递」

<sup>2</sup> 「China Tax & Investment Express」

これら中国語版・英語版のニュースレターは次のサイトでご覧いただけます。

(中国語版) [www.ey.com/chinese/CTIE](http://www.ey.com/chinese/CTIE)

(英語版) [www.ey.com/cn/CTIE](http://www.ey.com/cn/CTIE)

## 税務法規

- ▶ 「防疫、供給保障等の支援に係る税金・費用政策の実施期限に関する公告」(財政部、国家税務総局公告 [2020]28号) (“28号公告”)

### 概要

防疫支援のために、財政部及び国家税務総局は2020年5月15日付で、防疫、供給保障等に係る税金・費用政策の実施期限の延長に関する28号公告を公布した。

28号公告によれば、次の通達に定める税金・費用優遇政策は2020年12月31日まで適用される。

通達	主な内容	備考
「新型コロナウイルス感染肺炎の防疫の支援に係る租税政策に関する公告」(財政部、国家税務総局公告[2020]8号) (“8号公告”)	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 防疫重点物資の生産企業が生産能力を拡大するために購入する設備は、一括損金算入を認める。</li><li>▶ 防疫重点保障物資の生産企業は、月ごとに増增值税の未控除税額の増加分の全額還付を申請できる。</li><li>▶ 納税者が防疫重点保障物資の運輸により取得した収入は増增值税を免除する。</li><li>▶ 疫病により大きな影響を受けた業種に属する企業で2020年度に発生した欠損金の繰越期間を最長5年から8年に延長する。</li><li>▶ 納税者が公共交通運輸サービス、生活サービス及び住民の生活必需品の宅配サービスの提供により取得した収入は、増增值税を免除する。</li></ul>	8号、9号、10号、11号公告は2020年1月1日施行。
「新型コロナウイルス感染肺炎の防疫に係る寄付の租税政策に関する公告」(財政部、国家税務総局公告[2020]9号) (“9号公告”)	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 企業及び個人が疫病対応用の現金や物品を寄付する場合、適格の寄付については、課税所得を計算する時に全額控除することができる。</li><li>▶ 組織及び個人経営者が自己生産、委託加工または購入した物品を疫病対応用に無償で寄付する場合、適格の寄付については、増增值税、消費税、都市維持建設税、教育費附加、地方教育附加費を免除する。</li></ul>	(8号、9号及び10号公告については、「中国税務及び投資速報(日本語要約版)」2020年2月号を参照。)
「新型コロナウイルス感染肺炎の防疫の支援に係る個人所得税政策に関する公告」(財政部、国家税務総局公告[2020]10号) (“10号公告”)	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 医務人員及び防疫従事者が規定に従って臨時手当及び賞与を取得した場合、個人所得税を免除する。</li><li>▶ 個人が企業から用途の指定された薬品等の実物(現金を除く)を支給された場合、給与・賃金所得には算入せず、個人所得税を免除する。</li></ul>	
「新型コロナウイルス感染肺炎の防疫期間における一部の行政事業性費用及び政府性基金の免除に関する公告」(財政部、国家発展改革委員会公告[2020]11号) (“11号公告”)	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 疫病流行に関わる医療機器製品、薬品の登録費を免除する。</li><li>▶ 航空会社の納付すべき民航発展基金を免除する。</li></ul>	

28号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[http://www.gov.cn/zhangce/zhangceku/2020-05/29/content\\_5515981.htm](http://www.gov.cn/zhangce/zhangceku/2020-05/29/content_5515981.htm)

8号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[http://www.gov.cn/zhangce/zhangceku/2020-02/07/content\\_5475528.htm](http://www.gov.cn/zhangce/zhangceku/2020-02/07/content_5475528.htm)

9号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[http://www.gov.cn/zhangce/zhangceku/2020-02/07/content\\_5475532.htm](http://www.gov.cn/zhangce/zhangceku/2020-02/07/content_5475532.htm)

10号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[http://www.gov.cn/zhangce/zhangceku/2020-02/07/content\\_5475535.htm](http://www.gov.cn/zhangce/zhangceku/2020-02/07/content_5475535.htm)

11号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[http://www.gov.cn/zhangce/zhangceku/2020-02/07/content\\_5475536.htm](http://www.gov.cn/zhangce/zhangceku/2020-02/07/content_5475536.htm)

## 商務法規

### ▶ 「海南自由貿易港建設全体方案」

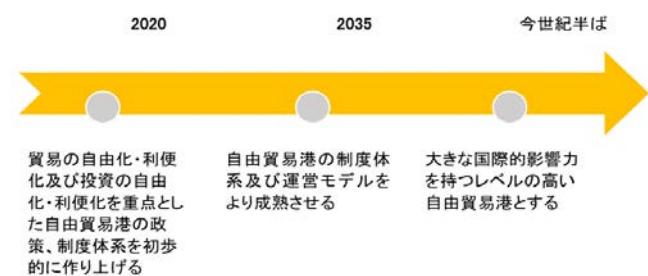
#### 概要

中国政府は2018年9月に海南島全島に中国(海南)自由貿易試験区を設置した。その後公布された「中国(海南)自由貿易試験区全体方案」(国發[2018]34号)では、海南自由貿易港の建設を段階的に模索するとした。

「中国(海南)自由貿易試験区全体方案」に基づき、国务院及び中国共産党中央委員会は2020年6月1日付で「海南自由貿易港建設全体方案」(「方案」)を公布した。当該方案には、海南全島をカバーする海南自由貿易港(“海南自貿港”または“海南”)により大きな改革自主権を与え、より柔軟な革新的制度設計を行い、今世紀半ばまでに海南を大きな国際的影響力を持つレベルの高い自由貿易港とする計画が示されている。

「方案」の主な内容は次の通りである。

#### 海南自貿港建設の段階的な全体計画



## 外国投資者にさらに開放する産業

「方案」によると、海南向けに自由貿易港の市場参入緩和特別リスト、外商投資参入ネガティブリストが公布される。具体的な内容はまだわからないが、他の地域と比べ、海南の産業参入基準はさらに緩和されると予想される。

「方案」で言及している重点任務は、2035年までに投資参入(国家の安全、社会の安定、生態保護、重大な公共利益等に関わる、国家が参入管理を実行する分野を除く)を全面的に開放することである。

#### 一部産業の詳細プラン

##### 重点産業の体系--現代サービス業、ハイテク産業及び観光業

「方案」によれば、観光業、現代サービス業及びハイテク産業は海南が発展に力を入れる重点産業である。

###### ▶ 現代サービス業を発展させるための主な産業計画:

- ▶ 海南に地域本部を設置するように、多国籍企業を誘致する。
- ▶ 水運サービス産業チェーンを開拓し、保税倉庫、国際物流配送、中継貿易、大口商品貿易、輸入商品の展示販売、流通加工等の業務の発展を促進する。
- ▶ 専門サービス業の対外開放を拡大する。
- ▶ 海洋サービスのインフラを整備し、海洋物流、海洋観光、海洋情報サービス、海洋エンジニアリングコンサルティング、海洋関連金融等を発展させ、国際競争力のある海洋サービスシステムを構築する。
- ▶ 国家の対外文化貿易基地を建設する。

###### ▶ ハイテク産業分野を発展させるための主な産業計画:

- ▶ モノのインターネット、人工知能、ブロックチェーン、デジタル貿易等を重点として情報産業を発展させる。
- ▶ 文昌国際航天城、三亞深海科技城等により、深海・深宇宙産業を発展させる。
- ▶ エコロジー、バイオ医薬、新エネルギー自動車、スマート自動車等を中心として、先進製造業を育成する。
- ▶ 世界熱帯農業センター及び世界動植物遺伝資源導入・中継基地を建設する。

## ▶ 観光業

特色のある観光産業を発展させ、観光の新業態・新モデルを育成する。

上述した重点業業種のほか、海南は次の産業の発展にも力を入れる。

## 金融業

「方案」では、金融業の対外開放政策を海南自貿港で率先して実施することを強調している。次の内容を含む。

- ▶ 國際エネルギー、水運、財産権、持分等の取引所を建設し、決済センターを発展させる。
- ▶ 適格の海外証券・ファンド・先物経営機関による自由貿易港内における独資或いは合弁金融機関の設立を支援する。
- ▶ 海南の重点産業(観光業、現代サービス業、ハイテク産業等)のニーズに合わせた金融商品を生み出す。
- ▶ 自由貿易港の建設に関連する店頭デリバティブ業務の発展を推進する。
- ▶ 財産権取引所の建設を推進し、非居住者が取引に参加し、資金決済を行うことを認める。
- ▶ 財産保険、生命保険、再保険会社及び相互保険、自家保険会社の設立を支援する。

## 通信産業

- ▶ 付加価値電信業務を開放し、外国資本比率等の制限を徐々に撤廃する。
- ▶ 海南自貿港内で登録し、サービス施設を有する企業が、自由貿易港全域及び国際向けにオンラインデータ処理及び取引処理等の業務を行い、かつ安全でコントロール可能な前提で、徐々に全国向けに業務を行うことを認める。
- ▶ 基礎電気通信サービスを徐々に開放する。
- ▶ 國際インターネットデータエクスチェンジの試験を実施し、国際海底光ケーブル及びランディングポイントを建設し、国際通信アクセス局を設置する。

そのほか、2035年までに自由貿易港で達成すべき重点任務の一つとして、一定の条件を満たす非金融企業が実際の資金調達ニーズに応じて自主的に外債を借り入れることができるようにし、最終的には海南自貿港の非金融企業が外債の両替を行えるようにする。

さらに、外資を誘致するために、海南では“最小限の審査・承認”投資制度を実行し、海南自貿港の市場参入緩和特別リスト、外商投資参入ネガティブリストを制定する。

海南では信用モニタリングを基礎とし、ネガティブリストによる管理方式に適応したプロセスモニタリングシステムを整備する。

## 投資者のメリット

### 貿易の自由化

- ▶ 貨物貿易には、“ゼロ関税”を適用する。
- ▶ サービス貿易には、“参入を認め、経営を認める”ということを基本的な特徴とした自由化・利便化の政策措置等を実行する。
- ▶ クロスボーダーサービス貿易の制限を緩和する。

### 投資の自由化

- ▶ 強制的な基準がある分野は、市場主体が関連の要求を満たすことを承諾し、かつ関連書類を提出して届出を行えば、投資経営活動を行うことができ、許可や承認を必要としない。
- ▶ 設立の利便化(例えば、電子証明書)及び登録抹消の利便化、破産の利便化等を図る。
- ▶ 知的財産権侵害の罰則を強化し、知的財産の取引及びデータ保存におけるブロックチェーン技術の活用を強化する。

### 資金流動の自由化

- ▶ 多機能の自由貿易口座システムを構築する。
- ▶ 銀行による真実性の確認を事前審査から事後検査に転換し、決済の利便化を推進する。
- ▶ クロスボーダー直接投資取引段階の管理を簡素化し、両替段階における登記及び両替の利便性を向上させる。
- ▶ 全面的に全口径クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理を実施する。
- ▶ 海南の特色及び比較優位性のある産業の発展をサポートし、海外での上場、債券発行等を優先的に支援する。

## 人員流動の自由化

- ▶ 外国籍のハイレベル人材が投資・起業、学術交流、経済貿易活動のために出入国する際の便宜を図る。
- ▶ 入国ビザ免除政策の適用範囲を拡大する。

## 運輸の自由化

- ▶ より自由で開放された水運制度を作る。
- ▶ 空域管制及び航路・航権の制限をさらに緩和する。
- ▶ 船舶及び航空機の国外融資制限を撤廃する。

## 租税優遇

### ▶ 海南自貿港におけるゼロ関税

海南自貿港と中国国外の他の国(地域)との間に“一線”を設け、輸出入が禁止、制限される貨物、物品を除き、その他の貨物、物品は自由に搬出入することができる。管理を簡素化する前提で最大限の貿易の利便化を図る。

また、海南自貿港中国国内の他の地域(“内地”)との間に新たな管理モデルを構築し、貨物を自由貿易港から内地に搬入する際は、原則として関税及び輸入段階の税金を納付しなければならない(条件を満たし、輸入段階の税金が免除される場合を除く)。

「方案」によれば、海南島全島では2025年までに全島閉鎖式運営が実施される見通しであり、そうなれば、洋浦保税港区、海口総合保税区等の税関特殊管理区域は存続しなくなる。

全島閉鎖式運営が行われるようになった後、輸入課税商品リスト以外の海南自貿港で輸入が認められる商品は、輸入関税を免除する。“ゼロ関税”が適用される貨物は、税關による日常的な管理が免除される。

### ▶ 離島免税物品購入の1人当たりの年間累計免税購入限度額を3万元から10万元に引き上げる。

### ▶ 企業所得税及び個人所得税の租税優遇

「方案」によると、適格の企業及び個人は海南で以下のような租税優遇政策の適用を受けることができる。

税種	2025年まで		2035年まで	
	主体	優遇政策	主体	優遇政策
企業所得税	海南自貿港で登録し、実質的に運営している奨励類産業の企業	15%の軽減税率で企業所得税を徴収する (2020年6月1日以降)	海南自貿港で登録し、実質的に運営している企業(ネガティブリストに列挙される業種を除く)	15%の軽減税率で企業所得税を徴収する
	海南自貿港に設立された観光業、現代サービス業、ハイテク産業の企業	2025年までに新たに国外直接投資を行い、取得した所得は、企業所得税を免除する		
	すべての企業	適格の資本性支出は、発生した期に一括損金算入するか、または加速減価償却/償却を行うことができる		
個人所得税	海南自貿港で就労するハイエンド人材及び不足人材	個人所得税の実質税負担率が15%を超える部分は免税とする	1納稅年度における海南自貿港での累計居住期間が満183日となる個人	海南自貿港を源泉とする総合所得及び経営所得を取得した場合、3%、10%、15%の3段階の超過累進税率によって個人所得税を徴収する

15%の企業所得税の優遇税率が適用される奨励類産業はまだ公布されていないが、海南で重点的に発展させる業種(例えば、観光業、現代サービス業、ハイテク産業及び先進製造業等)が含まれる可能性が高い。また、2035年まで海南では企業所得税の優遇に力を入れ、15%の税率がネガティブリストの業種以外のすべての企業に適用されるようになる。

「方案」には個人所得税の優遇を受けることができるハイエンド人材と不足人材についての具体的な定義がない。そのため、関連の優遇政策が内地人材及び外国人材に同時に適用されるか否かもまだ明らかではない。

#### 税制の簡素化

「方案」では、簡素化された税制を海南で実施し、間接税割合を下げるなどの方法により税負担の低減を図ることにも言及している。

#### ▶ 複数の税目の統合、簡素化と売上税の徴収

「方案」では、增值税、消費税、車両購入税、都市建設維持税及び教育費付加等の税費を統合、簡素化し、貨物及びサービスの小売段階で売上税を徴収している。

2035年までに、中国は海南で財税制度の改革を推進し、海南の地方税収管理権限を拡大する。そうなれば、企業所得税、個人所得税の税収を中央と地方で分けるほか、売上税及びその他の国内税収はすべて地方収入となる。

#### 実質的経営の強調

「方案」では、税源侵食と利益移転を防止するため、簡明かつ実行の容易な実質的経営地、所在地の居住判定基準を設けることに言及している。このことは、適格産業の企業について、自由貿易港に登録するのみでは優遇適用の条件を満たさず、必ず海南現地で実質的な運営を行わなければならないことを意味する。また、海南は租税関連情報の他国(地域)との共有も強化する。投資家は海南に子会社を設立するのみでは、企業所得税の優遇税率を適用できることに留意しなければならない。

「方案」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[http://www.gov.cn/zhengce/2020-06/01/content\\_5516608.htm](http://www.gov.cn/zhengce/2020-06/01/content_5516608.htm)

「中国(海南)自由貿易試験区全体方案」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-10/16/content\\_5331180.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-10/16/content_5331180.htm)

#### ▶ 「中国(湖北)自由貿易試験区の加速的な発展を支持するための若干の措置に関する通知」(商自貿发[2020]102号)(“102号通達”)

#### 概要

市場活力を刺激し、操業再開を推進するために、商務部は2020年5月25日付の102号通達により、中国(湖北)自由貿易試験区(“湖北自由貿易試験区”)の加速的な発展を支持するための若干の措置を公布した。

102号通達では、貿易発展の品質向上、ビジネス環境の最適化、市場運営メカニズムの整備、国際経済貿易協力の深化及び組織保障の強化という5つの面をカバーする24の措置を挙げている。102号通達の要点は次の通りである。

#### 貿易発展の品質向上

- ▶ 湖北自由貿易試験区における国家対外貿易モデル転換・グレードアップ基地の建設を支援する。
- ▶ 武漢越境電子商取引総合試験区の建設を支援する。
- ▶ 武漢、襄陽、宜昌における越境電子商取引の小売輸入試験の実施を支援する。
- ▶ 湖北自由貿易試験区におけるサービス貿易の革新的発展を支持する。
- ▶ 情報技術、バイオ医薬研究開発、管理コンサルティング、工程設計等のサービスのアウトソーシング業務を積極的に引き受ける。

#### ビジネス環境の最適化

- ▶ 湖北自由貿易試験区における外商投資サービス体制を整備し、外商投資ガイドラインを作成する。
- ▶ 現代の情報技術を活用したオンラインでの貿易投資促進活動を支援する。
- ▶ 湖北自由貿易試験区における多国籍企業の投資の更なる利便性向上を支持し、多国籍企業が湖北にグローバル本部或いは地域本部を設置することを奨励する。

## 市場運営メカニズムの整備

- ▶ C2M(Customer-to-Manufacturer)産業基地の設置を検討する。
- ▶ 湖北自由貿易試験区における電子商取引ビックデータの建設・応用を指導する。
- ▶ 越境電子商取引の小売領域における輸出入追跡システムの建設を推進する。
- ▶ 武漢エリア、襄陽エリアにおけるサプライチェーンのイノベーション及び応用試験の積極的な取組みを支持する。
- ▶ 武漢における国際消費センター都市の育成・建設を指導する。

## 国際経済貿易協力の深化

- ▶ 湖北自由貿易試験区における国際調達、投資促進、人文交流及び開放協力に関する業務の実施を支援する。
- ▶ 台湾のハイエンド製造業、現代サービス業等の産業投資を積極的に誘致し、香港、マカオとの経済貿易交流と協力を深化させる。
- ▶ 中国と欧州を結ぶ鉄道貨物輸送(中欧班列)(武漢)の発展を支持する。

102号通達のほか、国家外貨管理局も通知(“外管局通知”)を公布し、外債利便化の試験範囲を湖北自由貿易区まで拡大することを決定した。

102号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-06/06/content\\_5517624.htm](http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-06/06/content_5517624.htm)

外管局通知の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<https://www.safe.gov.cn/guangdong/2020/0327/1694.html>

- ▶ 「『政府活動報告』における重点任務の実行に係る部門間分担に関する意見」(国發[2020]6号)(“6号通達”)

## 概要

第13期全国人民代表大会第3回会議で可決された「政府活動報告」の内容を実行し、経済社会の発展目標を実現するために、国务院は2020年6月6日付で6号通達を公布し、「政府活動報告」に定められた重点任務について、部門間の分担に関する意見を出した。

(「政府活動報告」については、「中国税務及び投資速報(日本語要約版)」2020年5月号を参照)。

6号通達の主な内容は次の通りである。

## 2020年の発展目標

- ▶ 民生を優先的に保障する。
- ▶ 積極的な財政政策をより積極的かつ効果的なものとする。
- ▶ 穏健な通貨政策をより柔軟かつ適度なものとする。
- ▶ 雇用優先政策を全面的に強化する。
- ▶ 貧困脱却、汚染防止、重大リスク防止の三大堅墨攻略戦を続ける。

## マクロ政策の実施の強化

- ▶ 減税・費用軽減に一層力を入れ、企業(特に中小企業・零細企業)、自営業者の苦境脱却を支援する。
- ▶ 企業の生産経営コストの引下げを推進する。
- ▶ 企業の安定化に向けた金融支援(中小企業・零細企業に対する融資の元利支払い猶予政策の期限延長等を含む)を強化する。
- ▶ 重点業種、重点グループに対する雇用支援を強化する。

## 改革による市場活力の刺激

- ▶ “放管服”改革を深化させ、措置を調整し、手続きを簡素化するとともに、各種の起業者の登録・経営の便宜を図り、支援策を速やかに享受できるようにする。
- ▶ 民営企業が生産要素と政策支援を平等に得られるようになり、非公有制経済の健全な発展を促進する。
- ▶ 製造業のグレードアップ及び新興産業の発展を推進する。
- ▶ ベンチャー投資及びエクイティ投資を発展させ、担保付きの創業融資を増やす。

## 経済発展の方式転換の加速化

- ▶ 雇用の安定、所得増加の促進、民生の保障により、住民の消費意欲と能力を向上させる。
- ▶ 新型インフラの整備を促進し、5Gの応用を拡大し、データセンター、充電スタンド、ステーション等の施設を整備し、新エネルギー自動車を普及させる。

- ▶ 西部地区、京津冀(北京、天津、河北省)、広東・香港・マカオ大湾区、長江デルタ等の地域の発展戦略を引き続き推進する。
- ▶ 法に基づき、科学的かつ的確に汚染を防止し、重点地域の大気汚染管理への取組みを深化させる。

#### より高いレベルの対外開放の推進

- ▶ 対外開放を拡大し、産業チェーン、サプライチェーンを安定させ、外部環境の変化に対応する。
- ▶ 外資参入ネガティブリストの項目を大幅に削減し、内外資企業が同等に扱われ、公平に競争できる市場環境を作り出す。
- ▶ 共に話し合い、共に建設し、共に享受することを堅持し、互恵的な協力をを行い、対外投資の健全な発展をリードする。

#### 社会事業の改革・発展の推進

- ▶ 公衆衛生システムの整備を進め、疾病予防・コントロール体制を改革し、伝染病の予防・治療能力を向上させる。
- ▶ 基本医療サービスの水準を高め、住民医療保険の1人当たりの財政補助基準を引き上げる。
- ▶ 定年退職者の基本養老金を引き上げ、都市・農村住民の基礎養老金の最低基準を高くする。

#### 政府の自己建設の強化

各レベルの政府は、法に基づく行政を堅持し、政務の透明性を確保し、統治能力を高める。

慣行によれば、財政部、国家税務総局及びその他の関連政府部門は、一連の税務、商務法規を公布し、「政府活動報告」に挙げられている措置の明確化を図ることになる。

「政府活動報告」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[http://www.xinhuanet.com/politics/2020lh/2020-05/22/c\\_1126018545.htm](http://www.xinhuanet.com/politics/2020lh/2020-05/22/c_1126018545.htm)

6号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-06/11/content\\_5518699.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-06/11/content_5518699.htm)

## Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただけます。

- |  |  |   |
|--|--|---|
| <p>▶ <b>北京</b></p> <p><b>堀尾 成宏</b><br/>監査<br/>+86 10 5815 4050<br/>naruhiro.horio@cn.ey.com</p> <p><b>鍋島 正知</b><br/>監査<br/>+86 10 5815 4253<br/>masatomo.nabeshima1@cn.ey.com</p> <p><b>上村 希世子</b><br/>税務・移転価格<br/>+86 10 5815 2289<br/>kiyoko.kamimura@cn.ey.com</p> <p>▶ <b>大連</b></p> <p><b>秋山 大輔</b><br/>監査<br/>+86 411 8252 8999<br/>daisuke.akiyama@cn.ey.com</p> <p>▶ <b>上海</b></p> <p><b>高橋 臣一</b><br/>監査<br/>+86 21 2228 2740<br/>shinichi.takahashi@cn.ey.com</p> <p><b>八幡 正博</b><br/>監査<br/>+86 21 2228 4652<br/>masahiro.yawata1@cn.ey.com</p> <p><b>佐藤 勝俊</b><br/>監査<br/>+86 21 2228 9579<br/>Katsutoshi.Sato@cn.ey.com</p> <p><b>星野 友子</b><br/>監査<br/>+86 21 2228 5958<br/>tomoko.hoshino@cn.ey.com</p> <p><b>山村 亮</b><br/>監査<br/>+86 21 2228 3239<br/>ryo.yamamura1@cn.ey.com</p> | <p><b>江 海峰</b><br/>金融<br/>+86 21 2228 2963<br/>alex.jiang@cn.ey.com</p> <p><b>石川 翔太</b><br/>金融<br/>+86 21 2228 4006<br/>shota.ishikawa@cn.ey.com</p> <p><b>三宅 亜紀子</b><br/>Forensics<br/>+86 21 2228 5688<br/>akiko.a.miyake@cn.ey.com</p> <p><b>坂出 加奈</b><br/>税務・移転価格<br/>+86 21 2228 2289<br/>kana.sakaide@cn.ey.com</p> <p><b>小島 圭介</b><br/>税務<br/>+86 21 2228 2854<br/>keisuke.kojima@cn.ey.com</p> <p><b>万家駿</b><br/>法務<br/>+86 21 2228 8374<br/>jiajun.wan@chenandco.com</p> <p><b>久保田 順一</b><br/>TAS<br/>+86 21 2228 4749<br/>junichi.kubota@cn.ey.com</p> <p>▶ <b>広州</b></p> <p><b>長内 幸浩</b><br/>監査<br/>+86 20 2881 2675<br/>yukihiro.osanai@cn.ey.com</p> <p><b>梁 晖</b><br/>監査<br/>+86 20 2838 1043<br/>ye.liang@cn.ey.com</p> | <p>▶ <b>深圳</b></p> <p><b>小島 慎一</b><br/>監査<br/>+86 755 2502 5463<br/>shinichi.kojima1@cn.ey.com</p> <p>▶ <b>香港</b></p> <p><b>重富 由香</b><br/>監査<br/>+852 2629 3907<br/>yuka.shigetomi@hk.ey.com</p> <p><b>柿本 啓太</b><br/>監査<br/>+852 2846 9005<br/>keita.kakimoto2@hk.ey.com</p> <p><b>塚原 俊郎</b><br/>監査<br/>+852 3471 2751<br/>toshio.tsukahara@hk.ey.com</p> <p><b>吉田 薫</b><br/>監査<br/>+852 2629 3909<br/>kaori.yoshida@hk.ey.com</p> <p><b>徳山 勇樹</b><br/>監査<br/>+852 37585988<br/>yuki.tokuyama@hk.ey.com</p> |
|--|--|---|

► 東京

EY税理士法人 中国デスク

大久保 恵美子

税務

emiko.okubo@jp.ey.com

蘇麗芬(Emma Su)

税務

Emma.Su2@jp.ey.com

新日本有限責任監査法人

マークツ本部 海外企画部JBS

+81 3 3503 1844

関口 勝也

toshikatsu.sekiguchi@jp.ey.com

田中 勝也

katsuya.tanaka@jp.ey.com

野口 正邦

masakuni.noguchi@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、監査、税務、トランザクション及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。世界中のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮するサポートを行い、業界他社との差別化を図っております。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバー ファームにより構成された国際組織を指し、各メンバー ファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っておりません。より 詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。  
[www.ey.com](http://www.ey.com)。

© 2020 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版權所有

APAC No. 03010704

ED None.

本配布物は参考とされることのみを目的としており、会計・税務 その他の専門アドバイスとして最終決定の根拠とするものではありません。具体的な問題については、各専門家による適切な アドバイスを参照されるようお願いいたします。

[ey.com/china](http://ey.com/china)

Follow us on WeChat

Scan the QR code and stay up to date with the latest EY news.

